

社会福祉推進委員活動の手引



 社会福祉
法人 横須賀市社会福祉協議会

令和5年4月

【目 次】

I 社会福祉協議会

1 全国・都道府県・市区町村社会福祉協議会……………	1 頁
2 地区社会福祉協議会……………	2 頁
3 地区社協と市社協との関係……………	4 頁

II 社会福祉推進委員制度

1 社会福祉推進委員制度のあゆみ……………	5 頁
2 社会福祉推進委員制度の目的	
3 社会福祉推進委員の活動	
4 社会福祉推進委員の設置区域・定数……………	8 頁
5 地域における社会福祉推進委員候補者の推薦……………	9 頁
6 社会福祉推進委員の任期・一斉改選……………	10 頁
7 社会福祉推進委員の心構え	
8 地区社協における社会福祉推進委員の組織づくり……………	11 頁
9 活動中の怪我などに対する保険	

参考資料

社会福祉推進委員要綱……………	15 頁
地区概況（地区の範囲）……………	18 頁

I 社会福祉協議会

1 全国・都道府県・市区町村社会福祉協議会

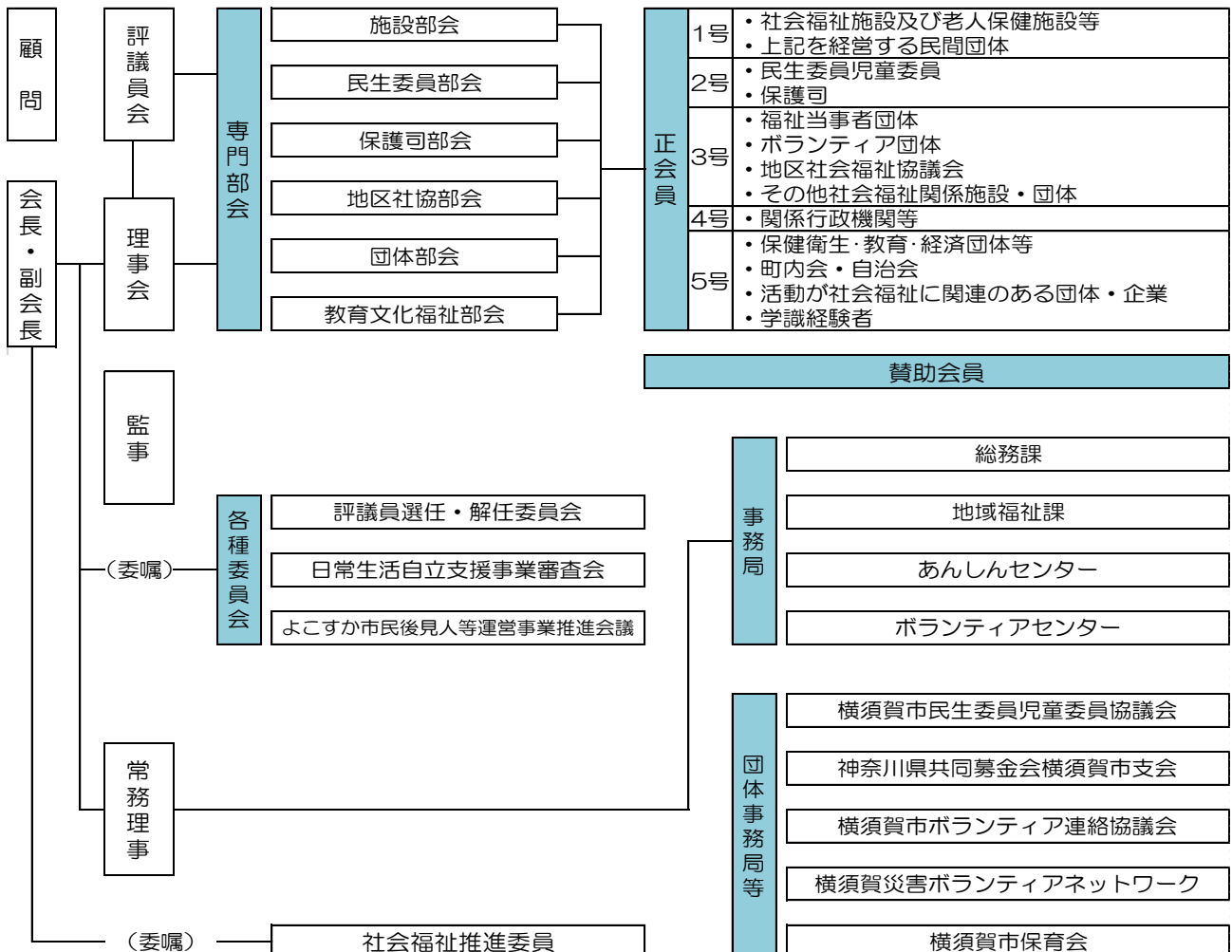
社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法第 109 条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として定められており、住民主体の理念に基づいて地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉を目指して事業の企画・実施、連絡・調整などを行う民間団体です。全国・都道府県・市区町村に設置され、それぞれが社会福祉法人の認可を受けて地域の住民組織、福祉・保健・医療・教育などの関係機関・団体の参加と協働により、地域福祉を進めていくためにさまざまな取り組みをしています。

横須賀市社会福祉協議会（以下「市社協」）では、横須賀における地域福祉を進めていくため、「誰もが安心して自分らしく暮らすことのできる地域づくり」を目指し、市内 18 地区の地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）のみなさんと一緒にさまざまな地域福祉活動に取り組んでいます。



※社協（しゅきょう）＝社会福祉協議会の略

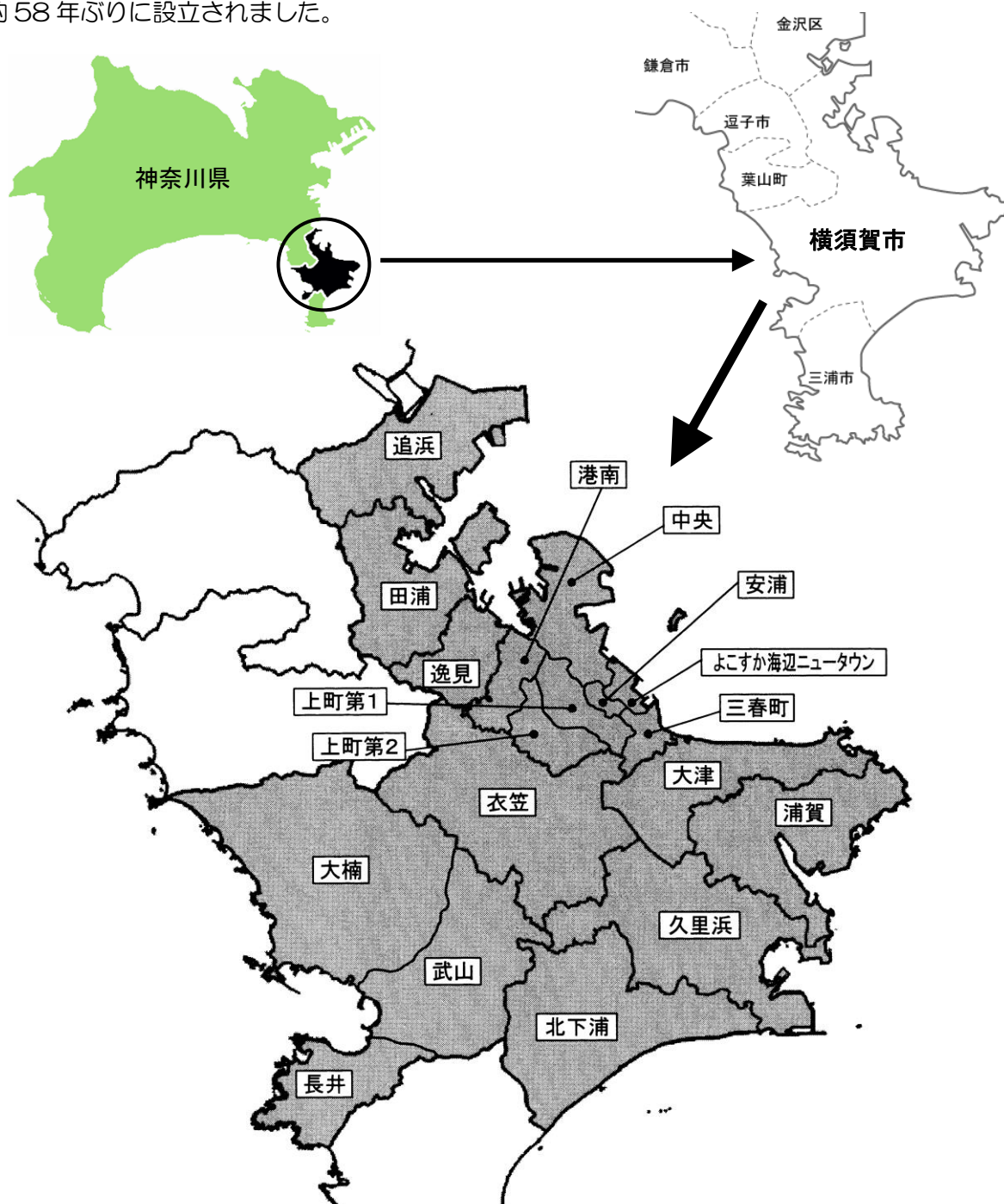
【社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会 組織図】



2 地区社会福祉協議会

横須賀市内には 18 の地区社協があります。昭和 28（1953）年から 29（1954）年にかけて行政の区域ごとに設立され、今日までそれぞれの地区の状況に応じた取り組みが行われてきました。

こうした状況の中で、平成 24（2012）年 4 月 1 日に平成町のマンション群を中心とする地区社協が約 58 年ぶりに設立されました。



各地区とも特長があり、駅を中心に住宅地や商工業地が広がっている地域、平坦地が少なく山、坂、階段などが多い地域、海や山の自然に恵まれて農漁村として発展してきた地域など、一様ではありません。また、住宅という視点でも、昔からあるまちで近隣同士お互いに顔の見える地域があれば、近年できた新興住宅地もあり、その建物も一戸建から大型マンションまでさまざまです。このため、住民の生活課題や福祉ニーズは地区ごとにさまざまであり、地区社協としての組織や活動も地区によってそれぞれ少しずつ異なります。

(1) 性格

地区社協は、地域住民自らが自分たちの生活する地域の福祉ニーズや生活課題を主体的にとらえ、問題の解決に向けて地域のみんなが安心して暮らすことのできる住みよいまちづくりを目指して自発的に活動する住民組織です。



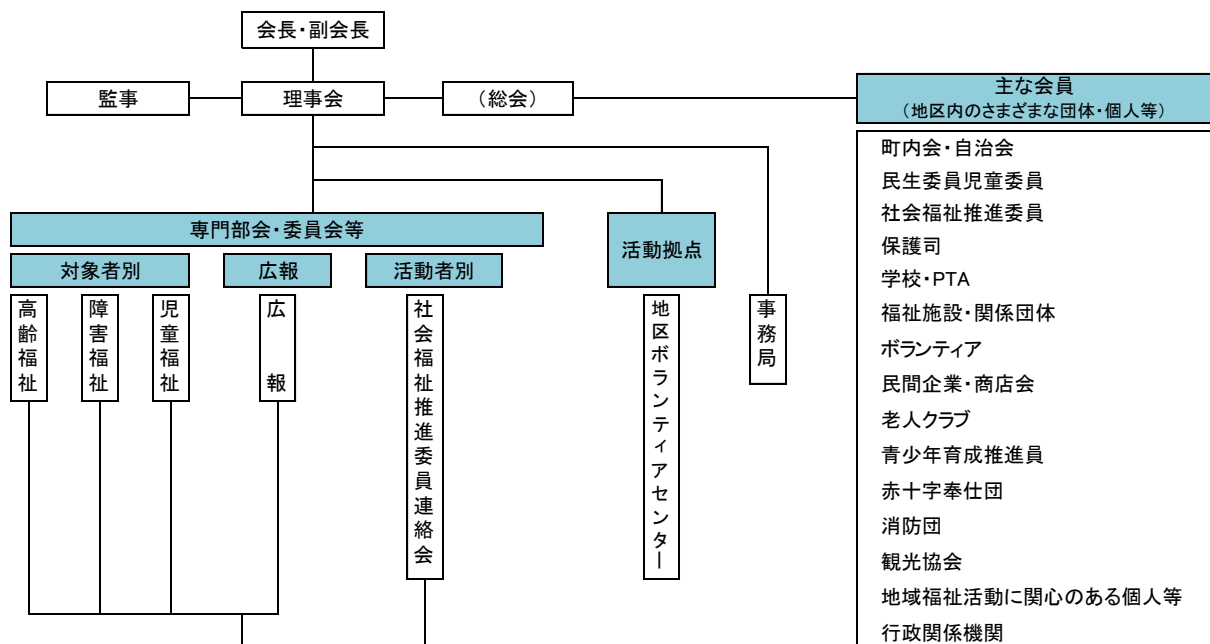
(2) 構成員

地域の町内会・自治会をはじめ、民生委員や社会福祉推進委員、保護司、福祉施設・関係機関、学校・PTA、ボランティア、商店や企業などの地域のさまざまな組織、団体、個人等で構成されています。

(3) 組織

地区社協の活動は、高齢者・障害者・児童などの対象者別の専門部会、広報紙などにより地区社協活動や地域の状況を広報する広報部会などそれぞれが活動の企画・運営を担っています。また、地区社協活動の重要な担い手である社会福祉推進委員相互の連絡を図る場として社会福祉推進委員連絡会があり、そして地区内のボランティアニーズにかかわる相談や需給調整を担い、地区社協活動の総合的な拠点にもなっている地区ボランティアセンターを運営しています。

【横須賀市における一般的な地区社協の組織・運営体制】



(4) 活動

地区社協では、地域の実情に合わせ、さまざまな活動・取り組みが行われています。高齢福祉の分野では、介護予防や生きがいづくり、仲間づくりの輪を広げることを目的とした「ふれあい・いきいきサロン」、会食会や各種交流会、安否確認を目的としたカードの配布や慰問品の贈呈などが行われています。また、障害福祉の分野では障害のある方々のふれあい交流行事、児童福祉の分野では主に乳幼児やその親を対象とする「子育てサロン」の運営が代表的な活動になっています。



また、各地区社協で運営している地区ボランティアセンターでは、在宅高齢者や障害者の間接生活介助、子どもの保育、福祉施設の日常活動や行事の手伝い、小・中学校での車椅子等の体験学習、町内会・自治会などの地域行事の手伝いなど、ボランティアの支援を必要とする側と活動希望者の双方から相談を受け、需給調整を行っています。

こうした地区社協活動の財源にもなっている共同募金をはじめ、日赤募金の活動にも地区社協として協力しています。これらの活動は地域のさまざまな情報とあわせて広報紙に掲載し、地区内に全戸配布する広報活動も重要な活動の一つです。

3 地区社協と市社協との関係

横須賀市の地区社協は、昭和 20 年代の末頃から今日に至るまで、それぞれの地区で自分たちの生活する地域の福祉問題やニーズを主体的にとらえ、さまざまな地域福祉活動に取り組んできました。市社協では、地区社協にこうした地区ごとの状況に応じた活動の経験や実績があること、町内会・自治会をはじめとするさまざまな地域団体や民生委員児童委員といった福祉関係者などで構成された住民組織であることから、地区社協の地域を一つの大きな単位としてとらえ、地域福祉を進めていくことが最も望ましいと考えています。

このため、地区内の住民の福祉ニーズや生活課題に対してそれらの改善、解決に向けて自主的・主体的に取り組む地区社協に対し、市社協は地区社協の運営や活動に必要な財政支援、情報提供、連絡調整などの支援をしています。また、一つの地区で対応、解決できない福祉問題や各地区が共通して抱える福祉問題は、全市的な課題、ニーズとして、市社協が地区社協の協力を得て対応できるしくみづくりをしていくこともあります。

各地区社協は、市社協の正会員（第 3 号会員）になっており、市社協が地域福祉活動を推進していくとき、新しい地域福祉活動のしくみづくりを進めていくときは、地区社協のみなさんの協力は欠かせずことができます。

このように、地区社協と市社協との関係は相互に欠かせないパートナーの関係にあります。



◇◇◇ 地域福祉とは① ◇◇◇

『地域福祉』とは、誰もが地域においていきいきと自立した生活を送ることができるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO 活動、助け合いの心を育てる福祉教育、共同募金、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくりなど、地域における多様なサービス、活動などが組み合わさって、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念も踏まえ、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会」を実現していくことです。

*「神奈川県地域福祉支援計画」（平成 30 年 3 月）より引用

◇◇◇ 地域福祉とは② ◇◇◇

自分や家族が「しあわせ」と感じるのはどのようなときでしょうか？ 休日に自分の好きなことをしているとき、家族みんなで冗談を言い合って笑っているとき…。『地域福祉』について考えるとき、こうした自分や家族の「しあわせ」からスタートして、人と人とのつながりの範囲を少しずつ大きくしながら考えていくとわかりやすいかもしれません。

子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も、みんなが「この地域に住んでいてよかった」と思えるような地域にしていくために、必要なことを考えて行動していくこと、それが『地域福祉』です。

Ⅱ 社会福祉推進委員制度

1 社会福祉推進委員制度のあゆみ

現在の「社会福祉推進委員制度」は、昭和 23（1948）年に創設された「社会事業協力員制度」までさかのぼることができます。

昭和 23（1948）年 7 月に民生委員法が施行されたことにもない、戦後の混乱期における住民の生活の安定を図るため、民生委員を補佐し、その活動に協力する役割を担う者として、同年 9 月に当時の横須賀市社会事業協会が全国に先駆けて「社会事業協力員制度」を創設しました。そして、昭和 26（1951）年 7 月に横須賀市社会福祉協議会（以下「市社協」）が設立されたことを受けて、この制度は市社協に移管され「社会事業協力員」から「社会福祉協力員」に改称されました。

その後、市社協独自の制度として、それぞれの時代に応じた制度にすべく少しずつ改正しつつ、平成 5（1993）年の制度改正では「社会福祉推進員」に改称され、民生委員の指示に基づいて動く「補助者」から、民生委員と対等な立場にあってその活動に協力する「よき協力者」という位置付けになり、「地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）の会員となり、その活動に協力する」ことになりました。

さらに、平成 16（2004）年 10 月、社会福祉推進員の活動の強化・発展を促進し、それによって地域福祉の推進に大きく貢献できる制度を目指して制度改正しました。この改正では、名称も「社会福祉推進員」から「社会福祉推進委員」に改称され、社会福祉推進委員が、民生委員のよき協力者でありながら、地域住民にとって最も身近な存在と言える町内会・自治会に理解され、身近な地域や地区社協において主体的に地域福祉活動に取り組むことができるよう目指したものとなっています。

2 社会福祉推進委員制度の目的

市社協では、横須賀市において地域福祉を推進していくうえで、その担い手の一つとして社会福祉推進委員を位置付けています。

社会福祉推進委員は、横須賀市において「地域福祉の推進」に貢献できるよう、住民が身近な地域において、共に生き、支え合い、それぞれが自立した生活を送ることができる地域づくりを推進していくことを目的として、横須賀市域に設置しているものです。

（目的）

第 1 条 社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます）は、住民が身近な地域において、共に生き、支え合い、かつそれぞれが自立した生活を送ることができる地域づくりを推進することを目的として、横須賀市域に社会福祉推進委員（以下「推進委員」といいます）を設置します。

3 社会福祉推進委員の活動

昭和 23（1948）年の「社会事業協力員」以降、「社会福祉協力員」「社会福祉推進員」を経て今日の「社会福祉推進委員」に至っている現在、長い年月の間に各地域において定着してきた活動やその活動への取り組み方をはじめ、民生委員や町内会・自治会との協力関係、地区社協における位置付け等は、地域ごとにさまざまな形態がとられるようになっています。

このような事情から、社会福祉推進委員要綱において一様に具体的な活動内容を明文化することは困難であるため、要綱ではその大枠のみを示してあります。

(活 動)

第2条 推進委員の活動は、次のとおりとします。

〈身近な地域での活動〉

- (1) 推進委員の住所地を担当区域とする民生委員の活動に協力します。
- (2) 各町内会・自治会の一員として、その地域行事に参画・協力します。

〈地区社会福祉協議会での活動〉

- (3) 地区社会福祉協議会（以下「地区社協」といいます）の会員となり、その活動に参画・協力します。

〈その他〉

- (4) その他地域福祉を推進していくうえで必要な活動を行います。

(1) 身近な地域での活動

社会福祉推進委員の住所地を中心に、①民生委員の担当区域、②町内会・自治会の地域という二つのエリアを身近な地域とし、それぞれ民生委員、町内会・自治会の活動に協力します。

① 民生委員の活動への協力

社会福祉推進委員の基本的な役割の一つとして、民生委員の活動への協力があります。その中で最も大切な活動は、ひとり暮らし高齢者などの安否確認のための訪問や声かけ、見守りといった活動で、対象となる世帯の異変や福祉ニーズなどの情報をいち早く担当区域の民生委員に伝えることです。各地域では、民生委員を中心にこうした見守り網を張りめぐらせることが大切です。

見守りなどが必要な世帯について、民生委員から社会福祉推進委員へ協力の依頼があったときは協力してください。また、特に民生委員から要請がなくても、気になる世帯があったときは、民生委員に伝えて対応を相談してください。

【見守りが必要な世帯について気をつけてほしいこと】

- 郵便ポストに新聞や郵便物がたまっていないか
- 雨戸の開け閉めがなされているか
- 夜に部屋の電気が点灯されているか、長時間点けたままになっていないか
- 散歩や買い物など外出する姿を見なくなった、地域行事に参加しなくなったということがあるか
- 歩き方や身だしなみなどの様子に変化はないか
- 本人や家族から日常生活上の困り事などの訴えはないか

【民生委員とは】

民生委員は、民生委員法により常に地域住民の立場に立った相談・支援者として市町村に設置され、県知事（政令指定都市・中核市においては市長）の推薦により厚生労働大臣から委嘱された無報酬の特別地方公務員で、児童福祉法における児童委員を兼務しています。

■ 法律の上での民生委員児童委員の職務（民生委員法第14条）

- 住民の生活状態を必要に応じ、適切に把握しておくこと

- 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと
- 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- 福祉事務所、その他の関係行政機関の業務に協力すること
- 必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う

これらの職務を担う民生委員の任期は3年で、任期ごとに一斉改選が行われます。

各民生委員は、市内に18地区ある法定の地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属するとともに、市内のすべての民生委員により横須賀市民生委員児童委員協議会（市民児協）を組織しており、市民児協の事務局は横須賀市社会福祉協議会 地域福祉課に置かれています。

② 町内会・自治会の活動への参画・協力

社会福祉推進委員の身近な地域での活動として、**町内会・自治会活動への参画、協力**があります。

敬老会、祭礼、健民運動会、パトロールなどの町内行事や活動に全面的に参加、協力している地域もありますが、町内会・自治会から特に求められることがなく、町内での活動はしていないという地域もあります。

町内会・自治会の組織や活動内容、社会福祉推進委員の位置付けはさまざまであるため、地元の町内会・自治会の状況や考え方に合わせて活動していくことが大切です。

【町内会・自治会から協力の要請がない場合】

町内会・自治会から社会福祉推進委員へ協力の要請がない場合は、「民生委員の活動への協力」に専念してください。

とりわけ、複数の町内会・自治会を担当区域としている民生委員にとっては、民生委員自身が居住していない町内会・自治会の地域の情報は得にくくなります。また、居住者以外の住人が入ることができないオートロックのマンションについても同様です。

このため、地域や住民の様子を把握しにくい状況にある民生委員には、社会福祉推進委員から積極的な情報提供をお願いします。

(2) 地区社協での活動

社会福祉推進委員は、**地区社協の構成員として、その活動に参画し、主体的に地区社協活動に取り組んでいく**ことが求められています。

全市的に取り組まれている活動としては、高齢者や障害者、乳幼児と保護者のふれあいの場となっている「ふれあいサロン活動」、赤い羽根共同募金での「戸別募金活動」などがあげられます。

また、社会福祉推進委員が地区社協の高齢者福祉部会、障害者福祉部会、児童福祉部会、広報部会などの専門部会に所属し、各活動の中心的な役割を担っている地区社協もありますが、行事があるときのみ協力の要請がある地区社協もあるなど、組織・運営体制や活動内容は地区社協によって異なります。

【地区社協で活動の場面や機会がない場合】

地区社協は、地域のさまざまな関係団体、関係者で構成されており、地区社協における社会福祉推進委員の位置付けや活動を考えるときは、地区社協関係者間での合意が必要です。現在の地区社協での活動の場面や機会がない場合は、「民生委員の活動への協力」に専念してください。

【社会福祉推進委員活動費について】

市社協では、社会福祉推進委員の活動にかかる経費の一部を助成しています。地域関係者との電話などによる通信費、資料などのコピー・印刷代、交通費などに充ていただくため、地区社協を通じて社会福祉推進委員 1 人当たり年額 5,400 円の活動費を交付します。

4 社会福祉推進委員の設置区域・定数

(1) 設置区域

社会福祉推進委員は、市内に 18 地区ある地区社協の区域を単位として、各地区社協の区域にある町内会・自治会の地域ごとに選出し、置くことになっています。これは、町内会・自治会が地域住民にとって最も身近な存在であり、こうした町内会・自治会の地域ごとに選出、設置することで、地域住民に社会福祉推進委員の存在を理解してもらいやすくするためです。

(設置区域)

第 3 条 推進委員は、原則として、地区社協の区域を単位として、地区社協の区域を構成する町内会・自治会の地域ごとにこれを置きます。

(2) 定数

社会福祉推進委員は、地区社協ごとに定数が定められています。各地区社協の定数は、一部の地域に偏った配置とならないようにするため、町内会・自治会の地域ごとに、おおむね 70 世帯から 100 世帯を単位に 1 人置くこととしています。また、各地区社協では、町内会・自治会の諸事情を考慮し、地区定数の範囲において各町内会・自治会の地域に置く社会福祉推進委員の人数を調整することができます。

(定数)

第 4 条 推進委員は、原則として、町内会・自治会の地域ごとに、おおむね 70 世帯から 100 世帯を単位に 1 人置き、市社協会長が地区社協ごとの定数を定めます。

2 前項の推進委員の定数を定めるときは、地理的状況のほか、各町内会・自治会の諸事情等を考慮して調整します。

3 地区社協においては、地区社協の区域を構成する町内会・自治会の諸事情を考慮し、地区定数の範囲において各町内会・自治会の地域に置く推進委員の人数を調整することができます。

5 地域における社会福祉推進委員候補者の推薦

(1) 推薦と解任

地区社協における社会福祉推進委員の役割や活動を地域の関係者に理解してもらうため、社会福祉推進委員の推薦にあたっては、「地区社協会長が推薦する者は、当該地域の町内会・自治会長が担当区域の民生委員の意見を聴き、その協力を得て推薦した者」としています。また、解任の手続についても同様です。

(2) 推薦要件

① 町内会・自治会との関係

「各町内会・自治会の一員として、その地域行事に参画・協力」していきやすくするため、「推薦する町内会・自治会の地域に住所を有し、かつ当該町内会・自治会の会員」であることとしています。

② 年 齢

近年の長寿社会においては、外見では判断できないほど高齢でも活発に地域活動に取り組んでいる人が多くなっています。また、担い手の幅を広げるという意味からも、社会福祉推進委員の年齢枠を満 20 歳以上満 78 歳未満までとしています。

③ 推薦の特例

地域のさまざまな事情から、町内会・自治会長、あるいは地区社協会長の推薦が得ることができない地域もあります。町内会・自治会が組織されていない地域や地区社協の区域に含まれていない地域がこれに当たりますが、こうした地域であっても、市社協会長が別に定める方法によって推薦することができるようになっています。

(委 嘱)

第 5 条 推進委員は、地区社協会長の推薦によって、市社協会長がこれを委嘱します。

2 推進委員の年齢は、委嘱日において満 20 歳以上満 78 歳未満の者とします。

3 第 1 項に規定する地区社協会長が推薦する者は、当該地域の町内会・自治会長が担当区域の民生委員児童委員の意見を聴き、その協力を得て推薦した者であって、町内会・自治会の地域に住所を有し、かつ当該町内会・自治会の会員であることとします。

4 地区社協会長から推薦された者が、推進委員として適当でないと認められるときは、市社協会長は地区社協会長に対し、推進委員の再推薦を指示することができます。

5 次の地域においては、当該地域の諸事情を考慮し、市社協会長が別に定める方法によって、推進委員を推薦することができます。ただし、推薦された者が、推進委員として適当でないと認められるときは、市社協会長は、推薦した地域関係者に対し、再推薦を指示することができます。

(1) 地区社協の区域において、町内会・自治会が組織されていない地域

(2) 地区社協が設置されていない地域で、当該地域に町内会・自治会が組織されている地域

(3) 地区社協が設置されていない地域であって、当該地域に町内会・自治会が組織されていない地域

6 社会福祉推進委員の任期・一斉改選

民生委員の任期は3年で、3年ごとの12月1日に一斉改選が実施されています。

社会福祉推進委員もこれに準じており、任期は3年で3年ごとに一斉改選を実施しています。ただし、社会福祉推進委員の一斉改選の時期は、民生委員の一斉改選年の翌年4月1日で、民生委員の一斉改選の4ヵ月後に実施することになっています。

平成16(2004)年10月1日の制度改正前の社会福祉推進員は、民生委員と同じ12月1日に一斉改選をしていましたが、一斉改選で民生委員が退任すると、その民生委員と共に活動してきた社会福祉推進員も一緒に退任するケースが多くみられていました。この場合、一斉改選で両者が一度に交代してしまうことで、これまで続けてきた活動の引き継ぎが後任者にスムーズに行われづらく、また、地区社協において年間をとおして取り組まれている活動の場合には、途中でメンバーが入れ替わってしまうことから活動しにくい状況が生じることもありました。こうしたデメリットを解消するため、前任者から後任者への引き継ぎをスムーズに行い、活動を継続していくことができるよう社会福祉推進委員の一斉改選の時期を民生委員の4ヵ月後としています。

(任期)

第6条 推進委員の任期は、民生委員児童委員の一斉改選年の翌年4月1日から3年とし、任期ごとに一斉改選します。ただし、再任を妨げません。

2 補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 推進委員の年齢が一斉改選の時点において満78歳以上のときは、再任することができません。

7 社会福祉推進委員の心構え

「社会福祉推進委員は、その活動に取り組むに当たっては、地域住民一人ひとりの人格を尊重し、人種、信条、社会的身分または門地によって、差別的または優先的な取り扱いをしてはなりません」と要綱で定められています。

また、民生委員や町内会・自治会の活動に協力したり、地区社協の活動に取り組んでいる過程で、地域住民のプライバシーやその他の個人情報に接する機会が多くあります。当然のことながら、活動上知り得た地域住民の個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはなりませんし、社会福祉推進委員を退任した後も当然守らなければいけません。

(遵守事項)

第7条 推進委員は、その活動に取り組むに当たっては、地域住民一人ひとりの人格を尊重し、人種、信条、社会的身分または門地によって、差別的または優先的な取り扱いをしてはなりません。

2 推進委員は、その活動上知り得た地域住民の個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはなりません。また、推進委員を退いた後も同様とします。

(解 嘱)

第8条 推進委員が次の事項に該当する場合には、市社協会長は、任期にかかわらず、地区社協会長の意見及び当該地域の町内会・自治会長長の意見を聴いて、これを解嘱することができます。

(1) 職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき

(2) 第7条の規定に違反したとき

(3) 推進委員たるにふさわしくない行為のあったとき

8 地区社協における社会福祉推進委員の組織づくり

同じ地区の社会福祉推進委員同士が情報交換や交流を行い、お互いの連帯感や意識を高めていくことができるよう、さらには地域の福祉ニーズに応じた特色のある社会福祉推進委員活動を皆で考え、独自性のある活動を模索していくことができるよう、各地区社協の中に「社会福祉推進委員連絡会」を設置していくことが必要です。ただし、規模の大きい地区ではそれだけ社会福祉推進委員も多く、その都度全員が集まるのは難しいため、地区内をいくつかのブロックに分けて集まったり、すでに社会福祉推進委員が地区社協の専門部会に全員所属し、活動している地区においては、こうした既存の集まりを利用していくことも考えられます。

(組 織)

第9条 推進委員は、地区社協の区域ごとに地区社会福祉推進委員連絡会（以下「連絡会」といいます）を組織します。

2 連絡会の役割は、次のとおりとします。

- (1) 地区社協及び市社協と推進委員との連絡調整
- (2) 推進委員相互の情報交換
- (3) 地域住民の融和と連帯を図り、よりよい地域づくりを目的とする行事等の企画・開催
- (4) その他地域福祉を推進していくうえで必要なこと

9 活動中の怪我等に対する保険

社会福祉推進委員として活動をした際の怪我等については、次ページをご確認ください。

社会福祉推進委員活動保険



横須賀市社会福祉協議会では、住民が身近な地域において、ともに生き、支え合い、それぞれが自立した生活を送ることができる地域づくりを推進していくことを目的として、社会福祉推進委員に①民生委員児童委員の活動への協力、②町内会・自治会の活動への参画・協力、③地区社会福祉協議会の会員として活動に参画・協力など多くの場面でご活躍いただいています。

このようにご活躍をいただいている社会福祉推進委員が安心して活動していただけるよう、活動中の事故に備えて横須賀市社会福祉協議会が保険料を負担して一定の補償を受けられるよう保険に加入します。

保険契約者及び保険加入申込者

社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会

みなさまの

- ・費用負担はありません
- ・事前手続きはありません



補償対象となる活動

社会福祉推進委員本人の自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とした活動が対象

補償される内容

社会福祉推進委員活動中(自宅と活動場所との通常経路での往復途上を含む)に発生した事故を補償します。

1 賠償責任事故では

日本国内における社会福祉推進委員活動中の事故、又は活動に伴う提供物、もしくは活動の結果に起因する事故によって社会福祉推進委員が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

2 傷害事故では

日本国内における社会福祉推進委員活動中の急激かつ外来の事故により、社会福祉推進委員が身体に被った障害を補償します。(O-157等の細菌性食中毒、熱中症も補償の対象となります。)

事故が発生したら

万が一事故が発生した場合はすみやかに横須賀市社会福祉協議会までご連絡ください。

事故発生の場合は次のことをお知らせください

- ①どこの地区社会福祉協議会の誰が(社会福祉推進委員の地区名及び氏名)
- ②いつ(日時)
- ③どこで(場所)
- ④誰又は何を(被害者又は破損物)
- ⑤どうして(事故の状況)
- ⑥どうなったか(被害状況)

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損保株式会社

お問い合わせ、事故の際の連絡は

横須賀市社会福祉協議会 地域福祉課

〒238-0041

横須賀市本町 2-1 横須賀市立総合福祉会館 2階

電話：046-821-1301 / FAX：046-827-0264



具体的な保険金額と補償内容

補償金額	賠償	1 事故につき(最高)	5 億円(人格権侵害は 1,000 万円)
	傷害	死亡・後遺障害保険金	1,000 万円 (後遺障害は程度により 1,000 万円～40 万円)
		入院保険金(日額)	5,000 円
		通院保険金(日額)	3,000 円

1 賠償では

(1) 法律上の損害賠償金

治療費、入院費等の身体に関する賠償金、修理費用等財物に関する賠償金

(2) 損害発生拡大防止費用

損害の発生または拡大の防止のために必要な有益な費用(提供物又は提供物が一部をなすその他の財物の回収、検査、修理、交換その他の措置を講じるために要した費用を除く)

(3) 権利の保全行使手続き費用

権利の保全又は行使に必要な手続きをするために要した費用

(4) 応急手当等の医療措置費用

応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用

(5) 争訟費用

訴訟、仲裁、和解又は調停等に要した費用

(6) 保険会社への協力費用

保険会社の求めに応じ協力するために支出した費用

2 傷害では

保険金の種類	支払い事由	支払い金額
死亡保険金	ケガ(事故)の発生の日からその日を含めて 180 日以内に、そのケガが原因で死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額の支払い
後遺障害保険金	ケガ(事故)の発生の日からその日を含めて 180 日以内に、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金の 4%～100%の支払い
入院保険金	ケガ(事故)の発生の日からその日を含めて 180 日以内に、そのケガが原因で入院された場合	ケガ(事故)の発生の日からその日を含めて 180 日を限度として、入院 1 日につき入院保険金日額の支払い ※ケガ(事故)の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の期間に対しては、入院保険金は支払われません
手術保険金	ケガ(事故)の治療のため所定の手術を受けられた場合(1 事故につきケガ(事故)の発生の日からその日を含めて 180 日以内の手術 1 回に限ります)	次の計算式によって計算した金額の支払い ・入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 倍 ・上記以外の手術 入院保険金日額×5 倍
通院保険金	ケガ(事故)の発生の日からその日を含めて 180 日以内に、そのケガが原因で通院(往診を含む)された場合	ケガ(事故)の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院に呈して 90 日を限度として通院 1 日につき通院保険金日額の支払い

対象とならない主な場合

1 賠償責任事故

- (1) 社会福祉推進委員又はこの方の法定代理人の故意
- (2) 地震、噴火、津波、洪水又は高潮
- (3) 社会福祉推進委員の心神喪失に起因する事故
- (4) 社会福祉推進委員の又は社会福祉推進委員の指図による暴力又は殴打に起因する事故
- (5) 航空機、自動車又は鈍器(空気銃を除く)の所有、使用または管理に起因する事故
- (6) 社会福祉推進委員が故意又は重大な過失により、法令に違反して製造、販売又は提供した提供物による事故
- (7) 提供物又は推進委員活動の結果が、所期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する事故(ただし、提供物の本来意図しなかった悪影響によって発生した事故を除く)
- (8) 社会福祉推進委員の職業上も業務遂行に直接起因する事故
- (9) 社会福祉推進委員又はその使用人その他社会福祉推進委員の業務の補助者による次に掲げる業務の遂行に起因する事故
 - (ア) 人体又は動物に対する診療、治療、看護、疾病予防、救急救命処置又は死体の検案(医療用の器具、器械又は措置を浄沖のために使用した場合を含む)
 - (イ) 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、授与又は授与の指示
 - (ウ) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人がその資格に基づいて行う施術

2 傷害事故

- (1) 社会福祉推進委員又は保険金受取人の故意または重大な過失
- (2) 社会福祉推進委員の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- (3) 無資格運転、酒気帯び運転、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- (4) 社会福祉推進委員の脳疾患、疾病もしくは心神喪失、妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置
- (5) 地震もしくは噴火又はこれらによる津波
- (6) 戦争、内乱、暴動等
- (7) 核燃料物質等による事故
- (8) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- (9) 次に掲げるボランティア活動をしている間
 - (ア) 海難救助ボランティア活動
 - (イ) 山岳救助ボランティア活動
 - (ウ) 野焼き又は山焼きを行う森林ボランティア活動
 - (エ) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動
 - (オ) 鈍器を使用する害獣罅除ボランティア活動をしている間
- (10) 職業又は職務に従事している間に生じた事故
- (11) 海難救助活動中、山岳救助活動中または鈍器を使用する害獣罅除活動中の事故
- (12) 職業上の業務の遂行に起因する傷害
- (13) 医学的他覚所見のないむちうち症又は腰痛
- (14) 社会福祉推進委員の疾病、心神喪失(熱中症・細菌性食中毒及びウイルス性食中毒は除く)

社会福祉推進委員要綱

(目 的)

第 1 条 社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます）は、住民が身近な地域において、共に生き、支え合い、かつそれぞれが自立した生活を送ることができる地域づくりを推進することを目的として、横須賀市域に社会福祉推進委員（以下「推進委員」といいます）を設置します。

(活 動)

第 2 条 推進委員の活動は、次のとおりとします。

〈身近な地域での活動〉

- (1) 推進委員の住所地を担当区域とする民生委員の活動に協力します。
- (2) 各町内会・自治会の一員として、その地域行事に参画・協力します。

〈地区社会福祉協議会での活動〉

- (3) 地区社会福祉協議会（以下「地区社協」といいます）の会員となり、その活動に参画・協力します。

〈その他〉

- (4) その他地域福祉を推進していくうえで必要な活動を行います。

(設置区域)

第 3 条 推進委員は、原則として、地区社協の区域を単位として、地区社協の区域を構成する町内会・自治会の地域ごとにこれを置きます。

(定 数)

第 4 条 推進委員は、原則として、町内会・自治会の地域ごとに、おおむね 70 世帯から 100 世帯を単位に 1 人置き、市社協会長が地区社協ごとの定数を定めます。

- 2 前項の推進委員の定数を定めるときは、地理的状況のほか、各町内会・自治会の諸事情等を考慮して調整します。
- 3 地区社協においては、地区社協の区域を構成する町内会・自治会の諸事情を考慮し、地区定数の範囲において各町内会・自治会の地域に置く推進委員の人数を調整することができます。

(委 嘱)

第 5 条 推進委員は、地区社協会長の推薦によって、市社協会長がこれを委嘱します。

- 2 推進委員の年齢は、委嘱日において満20歳以上満78歳未満の者とします。
- 3 第1項に規定する地区社協会長が推薦する者は、当該地域の町内会・自治会長が担当区域の民生委員児童委員の意見を聴き、その協力を得て推薦した者であって、町内会・自治会の地域に住所を有し、かつ当該町内会・自治会の会員であることとします。
- 4 地区社協会長から推薦された者が、推進委員として適当でないと認められるときは、市社協会長は地区社協会長に対し、推進委員の再推薦を指示することができます。
- 5 次の地域においては、当該地域の諸事情を考慮し、市社協会長が別に定める方法によって、推進委員を推薦することができます。ただし、推薦された者が、推進委員として適当でないと認められるときは、市社協会長は、推薦した地域関係者に対し、再推薦を指示することができます。
 - (1) 地区社協の区域において、町内会・自治会が組織されていない地域
 - (2) 地区社協が設置されていない地域で、当該地域に町内会・自治会が組織されている地域
 - (3) 地区社協が設置されていない地域であって、当該地域に町内会・自治会が組織されていない地域

(任 期)

- 第6条 推進委員の任期は、民生委員児童委員の一斉改選年の翌年4月1日から3年とし、任期ごとに一斉改選します。ただし、再任を妨げません。
- 2 補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とします。
 - 3 推進委員の年齢が一斉改選の時点において満78歳以上のときは、再任することができません。

(遵守事項)

- 第7条 推進委員は、その活動に取り組むに当たっては、地域住民一人ひとりの人格を尊重し、人種、信条、社会的身分または門地によって、差別的または優先的な取り扱いをしてはなりません。
- 2 推進委員は、その活動上知り得た地域住民の個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはなりません。また、推進委員を退いた後も同様とします。

(解 嘱)

- 第8条 推進委員が次の事項に該当する場合には、市社協会長は、任期にかかわらず、地区社協会長の意見及び当該地域の町内会・自治会長の意見を聴いて、これを解嘱することができます。

- (1) 職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき
- (2) 第7条の規定に違反したとき
- (3) 推進委員たるにふさわしくない行為のあったとき

(組 織)

第9条 推進委員は、地区社協の区域ごとに地区社会福祉推進委員連絡会（以下「連絡会」といいます）を組織します。

2 連絡会の役割は、次のとおりとします。

- (1) 地区社協及び市社協と推進委員との連絡調整
- (2) 推進委員相互の情報交換
- (3) 地域住民の融和と連帯を図り、よりよい地域づくりを目的とする行事等の企画・開催
- (4) その他地域福祉を推進していくうえで必要なこと

(補 則)

第10条 この要綱に定めることのほか、推進委員の設置に必要な事項は、市社協会長が別に定めます。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年10月1日から施行します。
- 2 平成5年4月1日施行の社会福祉推進員要綱は、これを廃止します。
- 3 平成5年4月1日施行の社会福祉推進員要綱に基づいて現に委嘱されている社会福祉推進員は、この要綱に基づく社会福祉推進委員とみなします。
- 4 この要綱に基づいて委嘱された当初の社会福祉推進委員の一斉改選は、第6条の規定にかかわらず平成16年12月1日に行い、その任期（第1期）は、平成20年3月31日までとします。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行します。
（第5条及び第6条 年齢要件の変更）

地区概況（地区の範囲）

No.	地区社協名	設 立 年月日	地区の範囲（町名）	連 合 町 内 会 ・ 自 治 会	町 内 会 ・ 自 治 会	地 区 民 児 協	行 政 セ ン タ ー	（参考）	
								民 生 委 員 児 童 委 員 （ 定 数 ）	社 会 福 祉 推 進 委 員 （ 定 数 ）
1	港 南	S28.05.03	坂本町／汐入町	2	15	1	—	28	131
2	中 央	S28.05.04	稲岡町／大滝町／小川町／新港町／日の出町／本町／緑が丘／米が浜通／若松町	1	9	1	—	19	55
3	安 浦	S28.03.29	* 安浦町1丁目1～13、14の一部、17の一部、18～終／ * 安浦町2丁目1～15、21～26／ * 安浦町3丁目1～18、21の一部、22～31、32の一部、33、34の一部、35～37、42の一部、43～終	1	3		—	7	30
	田戸親睦会	S27.8.11	* 田戸台91～終／* 深田台85～90／* 富士見町1丁目1／ * 安浦町1丁目14の一部、15、16、17の一部／ * 安浦町2丁目16～20、27～30／ * 安浦町3丁目19、20、21の一部、32の一部、34の一部、38～41、42の一部	—	1		—	2	6
4	よこすか海辺 ニュータウン	H24.04.01	平成町／* 安浦町2丁目33-12(リーデンス・コート)、33-1(ザ・タワーハウス)	1	7		—	8	14
5	三 春 町	S28.09.24	三春町	2	8		—	15	64
6	上 町 第 1	S28.03.01	上町(3丁目以外)／* 上町3丁目1～3、4の一部、8の一部、9の一部、10の一部、11～20、22～41、45の一部／ * 公郷町6丁目17の一部／* 田戸台1～38、41～57、61の一部、62、63、65～83、85～89／ * 深田台1～47、54～84、91～94／* 富士見町1丁目2～終／* 富士見町2丁目1～23、24の一部、25～67、70の一部	1	12	1	—	19	108
7	上 町 第 2	S28.3.22	* 上町3丁目4の一部、5～7、8の一部、9の一部、10の一部、42～44、45の一部、46～57／不入斗町／佐野町／ 汐見台／* 田戸台39、40、58～60、61の一部／鶴が丘／ * 富士見町2丁目24の一部、68、69、70の一部、71の一部／富士見町3丁目／平和台／望洋台	1	11	1	—	28	128
8	追 浜	S28.08.22	浦郷町／追浜町／追浜東町／追浜本町／追浜南町／湘南鷹取／鷹取／夏島町／浜見台	1	39	1	1	49	142
9	田 浦	S28.03.29	田浦泉町／田浦大作町／田浦町／田浦港町／長浦町／箱崎町／船越町／港が丘	3	18	1	1	30	100
10	逸 見	S28.01.01	安針台／西逸見町／東逸見町／逸見が丘／山中町／吉倉町	1	11	1	1	16	91
11	衣 笠	S28.03.31	阿部倉／池上／大矢部／金谷／衣笠栄町／衣笠町／* 公郷町(6丁目17の一部を除く)／小矢部／平作／森崎	1	35	2	1	81	257
12	大 津	S28.10.17	池田町／大津町／桜が丘／根岸町／走水／馬堀海岸／馬堀町	1	33	1	1	41	145
13	浦 賀	S28.03.22	浦賀丘／浦賀／浦上台／小原台／鴨居／光風台／西浦賀／東浦賀／二葉／南浦賀／吉井	2	51	2	1	79	260
14	久 里 浜	S28.06.17	岩戸／内川／内川新田／久比里／久村／久里浜／久里浜台／佐原／神明町／長瀬／ハイランド／舟倉／若宮台	1	29	2	1	68	158
15	北 下 浦	S29.01.02	粟田／グリーンハイツ／津久井／長沢／野比／光の丘	3	39	1	1	36	104
16	武 山	S28.03.05	太田和／須軽谷／武／林／御幸浜／山科台	1	19	1	1	24	68
17	長 井	S28.01.24	長井	1	16	1		16	42
18	大 楠	S28.08.07	秋谷／芦名／荻野／子安／佐島／佐島の丘／湘南国際村／長坂	1	10	1		18	48
計				25	366	18	9	584	1,951

※1) 地区の範囲は、「民生委員児童委員名簿」(令和4年度(2022年)12月1日調製)の「担当区域又は事項」欄を参考。

※2) 「*」は、1つの町や丁目複数の地区に分かれていることを表す。

※3) 町内会・自治会数は、連合町内会未加入の町内会・自治会も含む。

社会福祉推進委員制度に関するお問い合わせ先

社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会 地域福祉課

〒238-0041 横須賀市本町 2-1 総合福祉会館 2 階
TEL 046 (821) 1301 / FAX 046 (827) 0264